

## 審 議 経 過

（進行：原課長）

それでは定刻となりました。

皆様改めまして、こんにちは。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまから令和7年度第1回伊万里市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。

初めに、運営委員の皆様には辞令書の交付を行います。前委員の任期満了に伴いまして、今回新たに委員をお願いいたしております。任期は令和10年6月30日までの3か年間でございます。次第の2ページ目に名簿を掲載しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。全員のお名前を読み上げまして、ご紹介をさせていただきたいと思いますので、大変お手数でございますけれども、私のほうでお名前を読み上げました際には、その場にご起立をお願いいたしたいと思います。

（名簿順に紹介）以上でございます。

それでは、辞令書の交付に移ります。時間の関係もございしますので、代表して、1号委員の諸石秀子様にお受け取りをお願いいたします。前のほうにお進みください。

（辞令交付：市長）

「辞令書。諸石秀子様。伊万里市国民健康保険事業の運営に関する協議会委員を委嘱します。委嘱期間は令和10年6月30日までとします。令和7年8月22日、伊万里市長、深浦弘信」。どうぞよろしくお願いいたします。皆様方もよろしくをお願いいたします。

（進行：原課長）

ありがとうございました。これをもちまして、辞令書の交付を終わらせていただきます。

なお、諸石様以外の皆様の辞令書につきましては、お手元のほうに置いておりますので、ご確認をお願いいたします。

ここで深浦市長が挨拶を申し上げます。

（あいさつ：市長）

皆さん改めましてこんにちは。

今日は伊万里市国民健康保険事業の運営に関する協議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

お盆が過ぎても本当に暑い日が続いております。昨日は南波多の観光農園の開園式でしたが、やはり暑かった中で、結構多くの方が県内外から、早速来ておられました。梨は少し小ぶりでしたが、皆さん、喜んでおられた様子でした。

ところで、伊万里市でも、色々な課題があります。その中の一つとして、皆さま方に、この国民健康保険制度についてご審議いただきたいと思えますし、今回先ほど諸石様に代表して辞令をお渡ししましたが、約3年間という、結構時間が長い協議をしていただくことになります。

伊万里市でも、少子高齢化というのはずっと言われてきたところですが、今、内山先生がいらっしゃいますが、近年、毎年約700人以上の方が亡くなるのに比べて、伊万里市では300人位しか生まれていません。私は昭和31年生まれなのですが、当時は1,900人位生まれていたということですから、いかに少ないかが分かります。また、私が中学校のときには40人クラスで1学年が10クラスだったので、同級生が400人以上いました。本当にそれを考えると、少子高齢化というのは非常に速いペースで起こっていると思います。

また、医療費の増大、そして新しいコロナの株がはやっているそうですね。そのように色々な状況の変化があると思うのですが、そのような中で、制度を安定的に運営していくことは非常に大事なことで、と考えています。

さらに、ご存じのように、令和12年度には県内で完全に保険税が統一

されるという状況であります。本市といたしましては、本年度から、暫定的に、段階的に税率改定を行っていくということで、皆さまからのご審議をいただきながら、今後、制度を進めていくことになります。

今日は事務局から、制度の状況と令和6年度の決算状況についてご報告をさせていただきたいと思います。またそのあと、今年度から開始しております段階的な税率の改定と、さらに来年度から新たに各保険者が納付することになりました子ども・子育て支援金に関することも含めまして、今後の税率改定の在り方についても、皆様方の専門的なご意見をお伺いしたいと思っております。

この国保制度をスムーズに、税率を12年度に県内統一という形に軟着陸、ソフトランディングさせていくことが、今から大事なことになると思います。

皆様方には専門的な立場からのご意見を伺うことをお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日と、そしてこれから3年間、よろしくお願いいたします。

(進行：原課長)

ありがとうございました。

市長はこの後、他の公務がございますのでここで退席させていただきます。

続きまして、事務局となる市の職員を紹介いたします。(順に紹介)

それでは協議に入ります。

現在、委員17名中12名にご出席をいただいておりますので、協議会規則第5条の規定による定足数に達していることをご報告いたします。

それでは、次第をご覧いただきたいと思います。

初めに、会長、副会長の選出となっております。会長、副会長は協議会規則第2条によりまして、公益を代表する委員から全委員が選挙するとなっております。皆様からご推薦を受け、承認いただくという形を

とりたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(委員)

事務局案でお願いします。

(進行：原課長)

はい、今、事務局の案でとのご発言をいただきましたけれども、事務局からの推薦ということでよろしゅうございましょうか。

－ 異議なし －

(進行：原課長)

ありがとうございます。

それでは、事務局からの推薦ということで、会長を尾形洋一郎様、副会長を山口又一郎様にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

－ 異議なし －

(進行：原課長)

ありがとうございます。

では、ご承認いただいたということで、尾形様、山口様、よろしくお願いいたします。

なお、議長につきましては、規則の定めによりまして、会長が務めることとなっておりますので、尾形会長にお願いをしたいと思います。

それでは、尾形様、議長席のほうにご移動をお願いいたします。

－ 尾形会長、前へ移動 －

(会長あいさつ：尾形会長)

それでは協議に入ります前に一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様のご承認により、引き続き会長を務めることとなりました尾形でございます。どうぞよろしくお願いします。

本日の伊万里市国民健康保険事業の運営に関する協議会の開催に当たり、委員の皆様方には大変お忙しい中にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から伊万里市国民健康保険の運営について、ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

国民健康保険につきましては、高齢化の進行や医療費の増加など、財政面で様々な課題を抱えております。このたびの委員の交代により新たに委員になられた方もいらっしゃいますが、伊万里市国民健康保険の健全な運営のために、よりよい方策を、山口副会長をはじめ、委員の皆様方とともに考えてまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

昨年度は令和12年度までの国民健康保険税の改定の方針と、令和7年度の改定の額について、市長から諮問を受けましたので、協議会からの答申を行いました。

今年度につきましては、先ほど市長のお話にもありましたように、子ども・子育て支援法等の一部改正により、令和6年6月12日に法律が公布されましたので、少子化対策に必要な財源として、子ども・子育て支援金が創設をされるということになっております。これも重要な問題ではないかと思っていますところでございます。

本日の議題としましては、まず、協議会の役割と組織について、それから、国民健康保険制度について、事務局から説明を受けます。それから、伊万里市国民健康保険事業の概要から、令和8年度税率の改定についてまで、それぞれ説明を受けて、ご審議をいただきたいと思います。

被保険者、医療関係従事者、保険者それぞれの立場から忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

最後に、この協議会が、委員皆様の活発な意見のご提案により有意義になることを祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

本日はよろしくお願いいたします。

（議事進行：尾形会長）

それでは、お手元の次第に基づきまして協議を進めます。

まず、議事録署名人の選出ということになっておりますが、慣例により私から指名をさせていただいてよろしいでしょうか。

－ 異議なし －

（議事進行：尾形会長）

それでは指名をさせていただきます。2号委員の木下委員さんと内山委員さんをお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

－ 異議なし －

（議事進行：尾形会長）

ありがとうございます。

それでは、木下委員さん、内山委員さんよろしくお願いいたします。

続きまして、協議事項の（3）国民健康保険事業の運営に関する協議会の役割と組織について、事務局から説明をお願いします。

なお、質疑は説明終了後に一括してお受けをいたします。

（事務局：辻係長）

－ 協議事項（3）について、資料により説明 －

（議事進行：尾形会長）

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がございましたけれども、質問、ご意見がありましたらよろしくお願いします。

ございませんか。

それでは続きまして、協議事項の（4）国民健康保険制度について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：辻係長)

－ 協議事項（４）について、資料により説明 －

(議事進行：尾形会長)

ただいま国民健康保険制度について事務局から説明を受けましたけれども、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

それでは、(5)の伊万里市国民健康保険事業の概要について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：辻係長、健康づくり課 川内副課長、収納管理課 前田課長)

－ 協議事項（５）について、資料により説明 －

(議事進行：尾形会長)

はい、ありがとうございます。

ただいま説明を受けましたけれども、何かご質問ご意見ございませんか。

はいどうぞ。

(木下委員)

22ページの収納率のグラフについてですけれども。R6年に89.2%になっていますけれども、これはもう何年も払ってない人も入ってきているわけですか。単年度の滞納率ですか。

(前田課長)

そうですね、青色の部分につきましては、滞納繰越分も含んだ数値となっておりますので、6年度以前の分も含めた形での収納率となっております。

(木下委員)

もう1点お尋ねします。

これを払えないのは、経済的に苦しいのか、それともあまり払う意思

がなくて払っていないのか。その辺りはどうでしょうか。

（議事進行：尾形会長）

事務局どうぞ。

（前田課長）

はい。そうですね、多くの方は、厳しい経済状況、生活状況の中でも、納期限までに国保税を納めていただいている状況ではありますけれども、やはり国保税を納めてもらっていない方というのは、例えば病気ですとか、失業ですとか、やむを得ない理由で、一時的に納められていないという方も、確かにいらっしゃいます。

中には、何度こちらから通知、それから催告を出しても、反応がない方というのもしらっしゃることは確かです。

（木下委員）

ありがとうございました。

（議事進行：尾形会長）

いいですか。ほかにございませんか。

（尾形会長）

私から、質問というよりも、特に、今の徴収率に関連してですが、23ページで6年度にいろんな事業を実施しましたと言われるにも関わらず、6年度の徴収率、全て少しずつですけれど、下がっている。それをどのように捉えられているのでしょうか。

（前田課長）

はい。先ほど市民課からの説明にもございましたとおり、やはり国保世帯の加入者の1人当たりの所得水準が低いという課題もございます。ここ数年にわたる価格高騰などの影響を受けまして、やはり経済的な理由などによって、現年度、滞納繰越分ともに、納付が滞ったことが

主な要因ではないかと考えております。

（尾形会長）

ということは、下がっていくのが今後もう少し続くのでしょうか。それとも少し上がるのでしょうか。

（前田課長）

そうですね、職員もスキルアップ等を図りながら徴収力の強化に臨んでいるわけですがけれども、やはり先ほど説明したとおり、4年度以降、徴収率が若干落ちてきているという状況がございます。

（議事進行：尾形会長）

ご意見ございませんか。

（糸山委員）

この国民健康保険税の滞納をされた方は、国保の保険者として、資格はずっとあるのですか。

未納分があるから、あなたの保険証を回収しますというように、被保険者から除くということは、皆保険ですから最終的にはできないのかも分からないですけど、保険料を払わない方に医療給付はできるのでしょうか。そこが分からなかったので質問しました。

（前田課長）

まず、保険税を滞納すると、督促状、それから催告状を送付しておりますけれども、特別な事情もなく長期滞納が解消されない場合は、特別療養費の支給対象となる場合があります。

この特別療養費というのは、まず一旦、医療機関の窓口で医療費を全額負担していただいた後に、本来の自己負担割合分との差額を申請によって払戻しを受けるというものです。

昨年12月2日から、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行したことから、滞納者への、これまでの短期保険証ですとか、それから、資格

証明書の交付が廃止になっております。そのため、滞納した方、対象者の方には、事前にお知らせをした上で、マイナ保険証を持たない方には特別療養費の資格確認書を、それからマイナ保険証を持っている方には、特別療養費の資格情報のお知らせ、これを交付しているという状況になっております。

（原課長）

今、収納管理課長がご説明したとおりなのですが、やはり国保の資格そのものをなくすというふうなことは、法上できません。

ですので、国保の資格はそのまま残すのですが、ただ、給付を色々受けるときにペナルティーといいますか、通常は3割負担とか2割負担でいいものを一旦全額払ってください。その上で、市に来て手続きを取っていただければ、残りの7割の分をお返しいたします。そのときに、納税相談、今後どのように税金を払っていきますかということを相談していただくということで対応してきているということになります。

（糸山委員）

制度は分かったのですが、トータルの収納率が八十何パーセントということは、滞納がずっとあるわけですよ。何年も滞納している方が分割で払っていくということは、1番最初の滞納をまず解消するというのでしょうか。それとも直近の療養費払いもできる部分の保険料を支払われているということでしょうか。10割払って、保険料を払ったから7割を療養費払いますよというような。制度がよく分からなかったの。

（前田課長）

そうですね、先ほどの特別療養費の資格確認書の交付条件で言いますと、例えば病気や災害、それから事業の休廃止等の特別な事情がなくて、納税相談等にも一切応じないというような状況の方については、納期限から1年以上の保険税を滞納している場合に、特別療養費の資格確認書というものを交付している状況になります。

必ず通常どおり納めている方との公平性を保つために、延滞金等ももちろんついてくるものですから、古いほうから順にというようなケースもございますし、まずは現年度分から解消して、翌年度につなげないというような納付の仕方を指導している場合もありますので、状況によって大きく異なっております。

（議事進行：尾形会長）

滞納分を全額納めなくても、状況によっては医療費を払い戻すこともあるということですね。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

それでは、(6) 令和6年度の国民健康保険税特別会計の決算見込みについてお願いします。

（事務局：辻係長）

－ 協議事項（6）について、資料により説明 －

（議事進行：尾形会長）

はい、ありがとうございました。

ご質問ございませんか。

（糸山委員）

今、特別会計の決算見込み報告をいただきましたけれど、これは6年度の予算と勘案すると、予定どおりの決算見込みだったのですか。標準保険税率が、県の出すものよりも、伊万里市の調整した分の率が少なかったということですが、それも当然、予算上では分かりながら、決算ではこうなるのだろうという予測で、その見込みどおりになったのかということをお聞きしたいのですけれど。

（事務局：辻係長）

不足するということはもちろん分かっています、収入、税収は少なく、県への納付金は高いということで、足りないということは分かって

いましたので、基金の方から その分繰り入れるということは想定もしておりましたし、昨年度もその辺りは協議をしていただいているところです。

額については、予想と実際の額とは異なりますが。

（糸山委員）

はい、分かりました。

（議事進行：尾形会長）

ほかにありませんか。

基金残の6億7900万というのはいつ現在ですか。

（事務局：辻係長）

6年度末です。7年の3月31日現在です。

（議事進行：尾形会長）

ほかにございませんか。

無いようですので、続いて、（7）標準税率への移行について、説明をお願いします。

（事務局：辻係長）

－ 協議事項（7）について、資料により説明 －

（議事進行：尾形会長）

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明についてご質問、ご意見がありましたらよろしくをお願いします。

ございませんか。

それでは無いようですので、新しく増えてくる（8）令和8年度税率の改定について（標準保険税率への移行及び子ども・子育て支援金）について、説明をお願いします。

（事務局：辻係長）

－ 協議事項（８）について、資料により説明 －

（議事進行：尾形会長）

はい、ありがとうございました。

それでは令和8年度の税率改定について説明がありましたが、具体的には今スケジュールを示されたように、11月に県が仮係数を示してからでなければ、具体的には数字が固まらないだろうということです。

状況としては、6年度の決算見込みの中で説明がありましたが、昨年度、諮問を受けたときに答申しましたように、12年度までに段階的に増額をしていくということで、11月の仮係数がどういう数字で出てくるのか分かりませんが、その段階でもう一度皆さま方のご意見をお聞きして議論をしたいと思っております。

何か皆さんのほうからご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（山口委員）

31ページに戻るのですが、この県内一本化のスケジュールが、令和9年度に一本化、それから10年度、11年度まで準統一期間、12年度から県内統一されますが、この協議会そのものの話なのですが、この協議会はいつまで続くのでしょうか。

先ほど辞令をいただきましたけれど、この3年間と、次の3年間ぐらいで終わってしまうのでしょうか、予定としては。

（事務局：原課長）

はい。税率を決めていくのは、それぞれの市町から県統一の方に移ってまいりますけれども、この協議会そのものが、税率の協議だけということではございませんので、あらゆる国保に関する課題等をご協議いただく場としては当然必要になってくると、私どものほうでは考えております。

今後、県、国のほうがどのように示してくるかは分かりませんが、

今のところ、この協議会という形式そのものは残しておく必要があると考えております。

（山口委員）

県内統一になっても、完全に統一になっても、この協議会は続く予定ということですか。

（事務局：原課長）

はい。現段階ではそのように考えています。

法の中に、この協議会の設置そのものがうたってありますので、法の規定そのものが無くならない限りは存続させていって、あらゆることを協議していただくということになるかと思います。

（山口委員）

分かりました。ありがとうございます。

（議事進行：尾形会長）

ほかにございませんか。

無いようですので、協議会としての意見を集約しますと、先ほども申し上げましたように、税率改定については、昨年度の答申で、12年度までの改定方針に基づいて対応していくことといたしましたので、仮係数、本係数が示された段階で、伊万里市の保険税率をどうするのか、それから子ども・子育て支援金の部分についてどうするのかという点を、第2回、第3回目の協議会の中で議論していくということによろしいでしょうか。

－ 異議なし －

（議事進行：尾形会長）

はい。ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから、その他で何かありますか。

（事務局：原課長）

今、会長もおっしゃいましたように、本年度は令和8年度の税率改定に向けまして、この協議会を、本日及び11月、1月の年3回開催する計画でございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、恐縮でございますけれどもご出席を賜りますように、重ねてよろしくお願いいたします。

以上でございます。

（議事進行：尾形会長）

はい。ほかに皆さま方からその他の項で何かございましたらどうぞ。はいどうぞ。

（諸石委員）

お薬手帳を持って行ったときと、お薬手帳を持って行かなかったときは金額が違うと言われたのですが、本当なのですか。

（議事進行：尾形会長）

薬剤師の宮本さん、お願いします。

（宮本委員）

おっしゃったように、本当です。3か月以内に再診されたときに、お薬手帳をお持ちだったら安くなります。3か月以上経ってからだと、お薬手帳を持っていない金額になると思います。

（諸石委員）

では、忘れないように持って行くように言った方がいいですか。

（宮本委員）

持っておられた方が、価格的には必ず安くなります。受診の際はお待ちになっているといいと思います。

（議事進行：尾形会長）

薬を重複してほかの病院でもらって影響があるかないかというのを見てもらうためにも絶対要るということですから。

（宮本委員）

はい、そのとおりです。

（議事進行：尾形会長）

例えばある病院で血圧の薬をもらって飲んでいます。次に気管支炎になって別の病院に行って薬をもらったときに、その薬が大丈夫なのかという調整を薬剤師さんにしてもらうわけですから、絶対持っていくてくださいということですよ。

（諸石委員）

分かりました。

それから、もう一つお尋ねします。

マイナ保険証とよく言われますね。マイナンバーカードを持っていますよね。保険証も持っていますね。それをどのようにしていったらいいのですか。

（事務局：辻係長）

マイナンバーカードが保険証として使えるということです。

マイナンバーカードに保険証を紐付けさせて、保険証として使うという登録をします。今であれば病院の窓口でもできます。カードを持っていってもらって、備え付けの機械に置くと、マイナ保険証として使えますかと聞かれるので、「はい」と押せば、登録することができます。

登録すると、そのカードを持って行けば、医療機関が色々な情報をカードから得ることができます。

（諸石委員）

ということは、お薬の情報も入っているなら、お薬手帳を忘れても分かるのではないですか。

（宮本委員）

お薬手帳でしたら、お薬をもらわれたそのときすぐの情報が分かるのですが、マイナンバーカードでしたら、請求に上がって、その情報が登録されるのに少し時間がかかる、タイムラグがあるのです。

それから、例えば災害時や急な受診の時などに、お薬手帳でしたらすぐ対応できるのですが、マイナンバーカードの情報ですと、例えば災害などでインターネットが通じない場合などには使えないので、お薬手帳で、自分で管理されると確実だと思います。

（議事進行：尾形会長）

そのほか、何かありませんか。

それでは以上をもちまして、本日の伊万里市国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了します。ありがとうございました。